平成２１年（フ）第２５３６号
福岡市博多区那珂３丁目21番27―206号
債務者　小島　律子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４４号
福岡県大野城市下大利団地８番204号
債務者　前田美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４５号
福岡市南区弥永４丁目１番71―302号
債務者　松尾　一正
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５５５号
福岡市東区舞松原４丁目４番146号
債務者　中嶋沙由美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５７８号
福岡市南区清水１丁目８番41―101号
債務者　田中美智子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５９７号
福岡市東区香椎４丁目13番３号
債務者　土器　　寛
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４４号
沖縄県石垣市字新川283番地の５
債務者　伊良皆道生
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１０１４号
仙台市青葉区折立２丁目１番12号　サンリバー広瀬A―202
債務者　阿部　智美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５５号
宮城県宮城郡利府町沢乙東４番地13
債務者　伊藤　長治
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６８号
仙台市太白区大塒町24番20号　カーサ・ジュネス101
債務者　菅原　　寿
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８５号
仙台市泉区向陽台３丁目34番18号　コーポみね201
債務者　高橋　泰世
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４００号
宮城県亘理郡亘理町吉田字中原55番地480
債務者　只野麻由美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０１号
仙台市青葉区柏木３丁目３番20―810号
債務者　桑島　　健
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０３号
仙台市太白区恵和町26番31号　コーポ恵和101
債務者　菅野　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１４号
仙台市太白区茂庭台５丁目25番25号
債務者　佐々木聖子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１５号
仙台市若林区若林５丁目７番18号　大広荘104
債務者　奥山　　亨
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２０号
宮城県多賀城市大代１丁目12番５号ホームＦM201号
債務者　山田真由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２８号
仙台市太白区西中田６丁目22番１―402号
債務者　山下　正子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係